

平成26年本宮市教育委員会7月定例会会議録

1 日 時 平成26年7月24日(木) 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2常任委員会室

3 出席委員 委 員 長 (1番) 仲 川 清
委員長職務代理者 (2番) 谷 明 子
委 員 (3番) 渡 辺 俊 之
委 員 (4番) 古 宮 博 文
教 育 長 (5番) 原 瀬 久美子

4 出席職員 教育部長 国分 忠一
次長兼教育総務課長 後藤 章
次長兼生涯学習センター長 溝井 正弘
次長兼第一保育所長 猪股 照子
幼保学校課長 渡辺 裕美
参事兼管理主事兼指導主事 鈴木 康雄
指導主事 穠山 俊之
(書記) 教育総務課課長補佐 渡辺 和義

5 傍聴人 1人

6 案 件

議案第22号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について
報告第1号 小中学校におけるエレベーター設置方針について
報告第2号 英語指導助手の配置体制について
報告第3号 職員採用について
報告第4号 平成26年度要保護・準要保護児童生徒の認定状況について
報告第5号 高木地区公民館整備について
報告第6号 屋内運動施設整備について
報告第7号 パークゴルフ場整備について

7 審議経過

【午後1時30分開会】

◇委員長 ただいまから、教育委員会7月定例会を開会いたします。



◎会議録署名委員の指名

◇委員長 今回の会議録署名委員は、4番委員と5番委員にお願いいたします。

◇

◎審議の進め方について

- ◇委員長 進め方につきましては、恒例によりまして着席のまま進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◇

◎教育長諸報告

- ◇委員長 それでは、初めに教育長から諸報告をお願いいたします。

- ◇教育長 それでは、諸報告の1つ目ですけれども、職員採用と英語指導助手の採用についてです。

職員採用については、平成26年8月1日付で職員人事異動内示があり、教育部関係では保育技師兼幼稚園教諭のサトウハルナが新採用職員として五百川幼保総合施設に配属になります。この採用は6月30日付退職したワタナベカナエの補充採用になります。

それから、英語指導助手の採用についてでございますが、ワン・キャシー・ダ・ユウエン先生が8月5日付で退職します。先生は本宮第一中学校区を中心に2年間勤務されて、英語担当教諭とともに生徒の英語指導やネイティブスピーカーとして会話や発音の指導をしていただきました。また、小学校に出向いて児童に対して英語や異文化になれ親しむ活動をしていただきました。

新たに採用する、そして着任される先生でございますが、本宮市立本宮第一中学校区にステイプル・ジョイ・エリザベス先生が8月4日に着任いたします。先生はアメリカ出身で、年齢が22歳の女性です。本宮市立本宮第二中学校区にはカミモト・トモコ・ケイティ先生が7月28日に着任いたします。先生もアメリカ出身で、年齢が22歳、女性でございます。

なお、白沢中学校区については、引き続きフライシュマン・ジェフリー・デイビッド先生が英語の指導に当たられます。

2つ目、会議等の出席報告につきましては、別紙のとおりです。

以上です。

- ◇委員長 それでは、ALT以外の報告で何かありましたら。これは報告事項の議題がありますから、そんな形でやらせていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎議案第22号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について

- ◇委員長 それでは、議題に入っていきます。

議案第22号 本宮市教育事務評価委員の委嘱についてをお願いいたします。

どうぞ。

- ◇書記 [議案第22号を朗読]

- ◇委員長 どうぞ。

- ◇教育総務課長 それでは、詳細についてご説明を申し上げたいと思います。

本年度の教育事務点検評価の実施に当たりまして、教育事務評価委員設置要綱に基づき、記載の5名の方々に委嘱をいたしたくご提案をするものでございます。

荻野貫司氏、小澤悌一氏、佐藤カネ子氏、坂田洋海氏、以上4名の方々ににつきましては再任でございます。保護者代表の田代茂年氏は、PTA会長会からの推薦によりまして選任をしたものでございます。

任期につきましては委嘱の日から平成27年3月31日までといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

◇委員長 それでは、議案第22号についての質疑を行います。

田代さんは一中のPTA会長という位置づけですか。

どうぞ。

◇教育総務課長 本宮小学校のPTAの本部役員の方です。会長さんではないのですが、PTA会長会のほうからご推薦ということで選任をさせていただきました。

◇委員長 わかりました。

そのほかよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、確定をしたいと思います。

議案第22号については承認をいたすことにします。

◎報告第1号 小中学校におけるエレベーター設置方針について

◇委員長 次に、報告第1号 小中学校におけるエレベーター設置方針について、お願いします。

どうぞ

◇教育総務課長 資料はございません。口頭でご報告を申し上げたいと思います。

市内の小中学校へのエレベーターの設置につきましては、障害を持つ児童生徒への対応といたしまして、これまで校舎の新築、あるいは耐震補強改修工事の際に整備を進めてまいりましたが、今後の整備方針につきましてまとめましたので、ご報告を申し上げます。

現在、エレベーターが未設置となっております小中学校は、本宮地区では本宮第一中学校、白沢地区では糠沢小学校、和田小学校、白岩小学校、白沢中学校の全部で5校となっております。

このうち本宮第一中学校は、今年度と来年度で実施いたします耐震補強改修工事の際に南校舎へエレベーターの設置を計画しております。

残ります白沢地区の小中学校4校につきましては、耐震性能が確保されておりますので耐震補強改修工事の実施予定がございません。このため、今後年次計画によりましてエレベーターの設置を進めてまいりたいと考えております。

あくまでも現時点での予定ではございますが、平成27年度で小中学校の耐震化工事が完了いたしますので、その翌年度、平成28年度から毎年度1校ずつ、エレベーター設置工事を行いつつ、平成31年度までには市内全ての小中学校にエレベーターを設置できるよう、現在財政担当と調整を進めているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

◇委員長 それでは、質疑を行います。

どうぞ。

◇2番委員 エレベーターを設置して、障害を持った方も移動手段としてとても楽な状態になるのはいいことだなどと思って今お話を聞いていたんですが、階段を上って校舎みたいな部分もあるんじゃないかと、ぼんやりした記憶なので、はっきりどここの学校に何段の階段があつてみたいな意識は今ちょっと持っていないので記憶があいまいなんですけど、そういうところの勾配というか、階段の部分の坂にするとか、そういう計画も同時にあるのでしょうか。それとも私の記憶違いで、全てそういう状態になっていて、階段という問題は問題としては存在してないということか、ちょっと

そのあたりをお聞きしたいと思います。

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 詳細につきましては今後現地調査が必要だというふうには考えておりますが、基本的には段差があるところについてはスロープ等の整備をしていかなければならないというふうを考えております。

なお、改修なり新築をした際には、今全てスロープを整備しておりますので、ほとんどの学校ではある程度車いすで対応ができていないかというふうには考えております。

以上です。

◇委員長 そうすると確認をしておきますが、一中については今耐震工事の最中で、これで一緒にでき上がる。それ以外の白沢関係の4校については28年度以降31年度までに1校ずつ計画的に実行に移す、そういうふうな理解の仕方よろしいですか。

どうぞ。

◇教育総務課長 教育部の方針としてご報告申し上げましたので、最終的には財政のほうとの詰めを行いまして、実現できるように頑張りたいと思っております。

◇委員長 ではいいですか。

どうぞ。

◇4番委員 今のに関連をしまして、今現在で障害を持つ子供はいらっしゃるのか、もしくは来年度以降入学してくる可能性があるのか、把握していれば教えていただければと思うんですが。

◇委員長 はい。

◇教育総務課長 現在私のほうで把握しておりますのが本宮まゆみ小学校、それから、本宮第一中学校に1名ないし2名いらっしゃるということでございます。

◇委員長 どうぞ。

◇4番委員 一中の生徒さんですか、今ない状況で、どういった形で一緒にの授業をやっていらっしゃるのか。

◇教育総務課長 現在、まだ車いすとか、全く歩けないという状況ではございませんので、現在のところは階段の上りおりもできておりますけれども、徐々に筋肉が弱ってくるような病気ということですので、今後についてはそういった施設整備も必要になってくるだろうというふうには考えております。

◇4番委員 ありがとうございます。

◇委員長 それでは、いいですか。承認させていただきます。



◎報告第2号 英語指導助手の配置体制について

◎報告第3号 職員採用について

◇委員長 次に、報告第2号と3号を一緒に、3号というのは職員の採用ですね、教育長に一括報告していただきましたから、2つ並べて。

どうぞ。

◇指導主事 報告第2号についてご説明させていただきます。

英語指導助手の配置体制についてですが、1学期末をもちましてワン・キャシー・ダ・ユウエン先生、任用期間が2年となります、本宮一中に所属しておりましたワン・キャシー・ダ・ユウエン先生ですが、本人の希望により退任ということになりました。

かわりまして、新しく本市にいらっしゃるAL Tの先生ですが、カミモト・トモコ・ケイティ先生、平成26年7月28日に日本に到着しまして、東京での研修を経て7月30日に本市にいらっしゃる予定でございます。もう一方、スティール・ジョイ・エリザベス先生、こちらも日本に8月4日にいらっしゃいまして、その後東京での研修を経て、8月6日に本宮市に到着する予定でございます。

3人のAL Tの体制になりまして、本宮第一中学校にはスティール・ジョイ・エリザベス先生、新規、本宮第二中学校にはカミモト・トモコ・ケイティ先生、同じく新規、本宮市立白沢中学校にはフライシュマン・ジョフリー・デイビッド先生、継続ということで、3名の指導体制で子供たちの英語学習や外国語活動のほうにTTとして一緒に入っていて指導のほうをしていただく予定でございます。

以上、報告を終わります。

◇委員長 どうぞ。

◇教育部長 次に、報告第3号の件ですが、教育長の報告の中にもございました、6月で1人、保育技師兼幼稚園教諭が退職しておりました。その補充といたしまして、お1人、8月1日から採用となります。

なお、この採用に当たりまして採用試験を実施したのではなく、平成26年度新規採用の試験を昨年度実施しております。その中の名簿登載者が5名ほどおられましたので、その上位の方が今回採用になるものです。

以上であります。

◇委員長 2つあわせて皆さんからご意見をいただきます。

報告第2号、3号、承認してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 ありがとうございます。

◇

◎報告第4号 平成26年度要保護・準要保護児童生徒の認定状況について

◇委員長 それでは、次に移ります。

平成26年度要保護・準要保護認定状況について、報告第4号についてお願いいたします。
どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、平成26年度要保護・準要保護認定状況一覧について、説明させていただきます。

資料については3ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や学校給食費、それから、修学旅行費等の援助を行う就学支援制度について認定をした一覧表でございます。

認定基準につきましては、要保護は生活保護を受けている世帯、それから、準要保護が生活保護を受けていないが、これに準ずる程度 of 生活困窮を認定した世帯になってございます。

上の表をごらんいただきたいと思います。

児童生徒数単位ということで、まず、小学校のほうから説明させていただきます。

本宮小学校については合計で20人認定させていただいております。まゆみ小学校は20人、五百川小学校が33人、岩根小学校が14人、糠沢小学校17人、和田小学校13人、白岩小学校16人になってございます。小学校の合計については133名になってございます。

中学校についてですが、本宮第一中学校が28名、本宮第二中学校が32名、白沢中学校については24名となっており、合計については84人。

小中学校合計が217名となっております。

その下の表になりますが、こちらは世帯単位の表になってございます。一中学区についてはトータルで48世帯、二中学区についてはトータルで54世帯、白沢中学校の学区についてはトータル43世帯で、合計世帯数が145世帯となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 質問があればいただきます。

よろしいですか。

どうぞ。

◇2番委員 すみません、この欄に「非認定」という欄があるんですが、要保護のお宅は生活保護のお宅ということなので、何も問題なくなのようですが、非認定ということがあるということは、各学校からということでしょうか。この表の一番右端のところに非認定という欄があるということは、認定されない場合もあるという解釈かと思ったんですが、ということは、ご自分か、学校側か、どなたかがこれは申請をなさって却下される場合もあるというものなのでしょうか。それとも収入とか何かできっちり枠があって、この家族数でこの収入ならば、こういうことということなんでしょうか、そのあたりの説明をよろしくお願いいたします。

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 基準につきましては、先ほどおっしゃいましたように要保護については生活保護世帯ということで、準要保護についてはそれに準ずる世帯ということになっておりますが、例えば市民税とかの非課税世帯、それから、母子家庭、児童扶養手当を支給されている世帯、それから、保護者が例えば死亡したりとか、特別な理由があるような世帯が主なものでございます。

それ以外にも生活が困窮だということで申請をされる家庭もございますが、それらについては民生委員の方に調査を依頼して、そこから上げていただいたものと、あと教育委員会のほうで協議をして決定をさせていただいている状況でございます。今回については全て認定ということになってございます。

ただ、まだ10名ほどなんですが、民生委員のほうから出てきている書類について未確定のものがございます。そちらについては今後協議をして決定する予定でございまして、次回の教育委員会までには報告できる予定になってございます。

◇2番委員 わかりました。

◇

◎報告第5号 高木地区公民館整備について

◇委員長 それでは、次に移ります。

報告第5号 高木地区公民館整備についてをお願いいたします。

どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、高木地区公民館整備についてであります。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

ここに高木地区の図面を載せておきました。現在の高木地区公民館、この資料の右下の部分にございます。この部分が、今回合併支援道路予定区域ということの青の線で描きました部分にかかる、建物が一部かかります。あとグラウンドの部分がかかるということで、かねてから合併支援道路の

説明会、あと地域懇談会等で、できれば地区公民館の存続、外してできないか。それらの合併支援道路整備スケジュールのほうが決まっていなかったものですから、方針のみの検討で進めてまいりました。

そのような中、このたび福島県から、合併支援道路につきましては、26年度中に物件調査を行いまして、27年度に用地買収及び補償を行うということが県のほうから連絡がありました。そのためその用地取得に先立ちまして、こちらとしましても新しい予定地の物件調査を行いたいというふうに考えておりまして、並行して基本設計に着手したいというふうに考えております。

建設予定地の面積、建設予定地につきましては、ちょうど中段の上の部分の「字舟場」という文字がありますが、ここの赤い線で囲った部分であります。面積につきましては約3,200平米、980坪程度となっております。この場所につきましては、27年度に用地買収を行いまして、27年度末には登記を完了したい予定でおります。合併支援道路につきましても平成27年度買収ですので、同じ年度末には県に引き渡すこととなります。

このタイムスケジュールに合わせまして整備計画を立てておりますが、26年度、今年度につきましては基本設計、27年度に実施設計と建築確認申請を行う。あと現在あります公民館の解体工事を行いたいというふうに考えておりまして、平成28年度に新しい場所に建設工事を行う。平成29年4月から使用していただくという予定で現在考えております。

高木地区の皆様にはその間大変ご不便をかけますが、この間につきましては総合体育館や中央公民館の利用をこれからお願いしたいというふうに考えております。

あと施設の機能等につきましては、基本設計の段階で地区公民館長さんとか、地区の方々から意見を伺いながら、内容を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◇委員長 それでは質問をいただきます。

どうぞ。

◇2番委員 今までの高木公民館の敷地に比べると、大きき的には、坪数的にはいかなものなのでしょうか。

◇委員長 はい。

◇生涯学習センター長 はっきり現在の敷地、数を把握してない、申しわけないのですが、昔学校だったところでグラウンドも結構広いですし、今の敷地よりは若干狭くはなっているというふうに考えられます。

◇委員長 これは新しく建設するところは材木屋さんか何かでしたか。

◇生涯学習センター長 そうです。笠原木材さんという。

◇委員長 ですよ。

はい、どうぞ。

◇教育部長 概数ですけれども、現在の高木地区公民館はグラウンドを含めて約4,200平方メートルあります。ですから、1,000平方メートルくらいは小さくなると思われれます。ただし、グラウンドも含めて同じ面積を取るといような場所が高木地区に確保されませんので、既に総合体育館で高木地区のレクリエーション大会等は行われておりますから、グラウンドについては総合体育館のグラウンドをご利用いただくという考えでいきますと、中央公民館のような駐車場と施設がある、そういうイメージの施設になるのではないかと思われれます。

なお、センター長のほうから説明がありましたとおり、ことし基本設計を入れますので、その段

階で、現在の館長であったり、地域の方々からも意見を聞きながら、機能については詰めていきたいというふうに考えております。

◇**委員長** 前の、昔ですけれども、教育委員会の中で、あそこの敷地内にお借りしたおみこしの館をつくりたいということで許可した経過があったと思います。今はどうなったかわからないのですが、それは別に問題なく。

どうぞ。

◇**教育部長** 公共施設ですので、聞かれれば、政教分離というふうにお答えするしかございません。地域の中でこういう形で利用したいということがあればやぶさかではございませんが、行政のほうは施設をつくるということはないです。

◇**委員長** 今はあるんだか何だか、前けんけんがくがくそういうことでやって、勝手につくれという、結局、そうしてもらったら面倒くさくないというか、そういうふうな話もあったのですけれども、わかりました。

あとありますか。

どうぞ。

◇**3番委員** 図面が途中までになっていますけれども、この先もいった上までの計画でよろしいのかというのと、あと第二保育所のほうでは土地が狭くなってしまって、駐車場の問題とか、安全性の問題とか、その辺心配されている部分があるのかなと思うんですけれども、その辺では今の段階で計画というか、何かあるのでしょうか。

◇**委員長** どうぞ。

◇**教育部長** この合併支援道路につきましては、青で書いてある線、これが上ノ橋先線の今の運動公園にぶち当たるところがあるんですけれども、あそこの手前あたりに接続する予定で法線が書かれております。

一応当初の予定では、10年間ですから、平成29年までに完成の予定で現在動いております。

これの詳細図については今後地域に示されるだろうと思います。

また、第二保育所の園庭のすぐ脇をこの合併支援道路が通るようになります。現在でも第二保育所の駐車場スペースがかなり狭い状況にありますし、園庭のすぐ脇でお迎えというのもかなり厳しくなります。また、第二保育所の遊戯室も保育室に活用している状況で、子供の数に対して施設が小さいという状況が継続しておりますので、今の子ども・子育て支援計画の中で第二保育所についてもどうするか決定していきたいと考えております。当然大きなものをつくらなければこの場所ではもう間に合いませんので、別な場所も視野に入れながら今後計画をしていきたい。ある程度まとまった段階で全体構想になりますけれども、ここばかりではなく、全ての幼稚園、保育所の全体計画についてご意見をお伺いするようになろうかと思っております。

◇**委員長** どうぞ。

◇**2番委員** 今の高木公民館の、多分この図を見るとど真ん中を道路が通るような形になるかと思うんですが、それ以外の場所というのはどういう利用の仕方をするとか、あと渡辺委員が今おっしゃった話の続きになっちゃうかもしれないのですが、当面第二保育所の駐車場というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか。どういうふうな形で、結局工事をする間もとりあえずは、計画的には、将来的には第二保育所をどこかという話はあったとしても、今現在しばらくはここに第二保育所のご父兄は通われるわけなので、そのあたりどう考えていらっしゃるか、教えてください。

◇**委員長** どうぞ。

◇**教育部長** 買収後の現高木地区公民館の残地につきましては、教育財産から外して普通財産にし、言ってみれば、道路が1本新しく通りますので、非常に便利がよくなりますので、宅地として販売できればというふうには市としては考えております。

それと第二保育所の駐車場、現状でも狭いのは多くの方から指摘を受けているところであります。分断されて一部、現在の高木地区公民館のグラウンドの一部が残りますので、当面はそれを使わせていただければと考えております。市の普通財産の処分の計画とも絡んできますので、その辺は調整をとらせていただければと思います。

◇**2番委員** わかりました、ありがとうございました。

◇**委員長** ただ、いずれにしても、第二保育所の関係についてはこれは少し、また全体像も含めてだけれども、議論する必要があるですね。

◇**生涯学習センター長** はい。

◇**委員長** よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎**報告第6号 屋内運動施設整備について**

◇**委員長** それでは、次にいきます。

報告第6号 屋内運動施設整備についてをお願いいたします。

どうぞ。

◇**生涯学習センター長** それでは、今の資料の隣、5ページをごらんいただきたいと思います。

屋内運動施設整備についてということで、本宮市につきましては旧子ども元気復活交付金、現在福島県定住等緊急支援交付金という名称になっているのですが、それを活用いたしまして順次各小中学校の遊具の更新等を進めております。さらに、白沢中学校区にはスマイルキッズパークに隣接する屋外遊び場、第一中学校区にはみずいろ公園遊具更新及びまゆみ小学校地域開放型子どもプールの整備を進めております。

市は、この交付金の目的が外遊びによる子供たちの体力向上と心身の健康増進のため安全で安心できる環境を整えることにあることを踏まえまして、白沢中学校区と本宮第一中学校区、また、本宮第二中学校区のトライアングルで子供たちの健康増進を図るために、本宮第二中学校区にそういう施設がないものですから、屋内運動施設を整備するという事で交付金事業の申請を予定しております。

その場所につきましては、この図面にもありますように、岩根、青田、荒井、仁井田地区からのアクセス等を考慮しまして、現在あります神座野球場に隣接します駐車場の部分に整備をするものであります。

その主たる施設の機能につきましては、野球場に隣接しているため、その利点を最大限に生かしまして、野球の雨天練習場及び夜間練習場を主な目的に、人工芝を敷くことによりましてフットサル等の練習ができる多目的施設ということで考えております。さらに施設整備によりまして駐車場が不足するという事で、野球場の一部及び周辺整備もあわせて計画したいと考えております。

申請につきましては、8月20日締め切りで国のほうに出します。事業採択になれば、12月議会に予算を計上したいと考えております。

以上、年度内の事業化認定に向けて現在動いておりますので、ここで報告をいたします。

以上です。

◇委員長 では、質疑をいただきます。

質問させていただきますが、この神座の運動野球場、ここは結構利用が多いのですね。これはそのまま残しておくという理解で、その側面に建物を建てるという理解でいいんですか。

◇生涯学習センター長 この神座野球場そのものについては今のまま残す。その神座野球場の駐車場の部分、砂利の状態になっているのですが、あの部分に建物を、屋内運動施設を建てるということで考えております。

◇委員長 屋内運動施設というと、運動というのはどういうふうな運動ができるくらい。

◇生涯学習センター長 今申しましたように、雨のときの野球の練習、ピッチングの練習とか、打って取る練習とか、あとはフットサルの練習、あとはさっきの目的にもありますように小さい子供さんが外で遊べないということに大きな目的がありますから、子供さんとか親子の方々が自由に遊んでいただくという、多目的に使えるような、人工芝を敷いて、そういうような活用方法を考えております。

◇委員長 わかりました。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第7号 パークゴルフ場整備について

◇委員長 それでは、次に移ります。

第7号 パークゴルフ場整備についての説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 パークゴルフ場整備についてであります。資料は6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

この6ページの位置図にありますように、高木字長瀬地内に、この赤丸で囲んだ場所なんです。ここに河川敷を活用して計画をしております親水公園内のパークゴルフ場整備につきまして、国の交付金事業として整備することになりましたので、その概要についてご説明を申し上げたいと思います。

長期避難者生活拠点形成交付金と避難者支援事業、今本宮市には浪江町の仮設住宅がありまして、浪江町の方が多く避難されております。浪江町にはもともとパークゴルフ場がありまして、結構町民の方々が数多く利用していたということもありまして、やはり避難されている方と市民の方がパークゴルフを通じて交流を図るという目的で国の交付金を受けるものであります。

これまで国・県と協議を進めてまいりましたが、このほど採択の見通しとなりまして、9ホールのコース整備、これにつきましては7ページのほうの図面を見ていただきたいと思います。9ホールのコース整備、あとトイレを備えた管理棟や駐車場の整備を予定しております。

このパークゴルフ場の整備につきましては、建設のほうで行うこととなりますが、完成後は社会体育施設として生涯学習センターで管理することとなりますので、今回報告をさせていただきました。

以上です。

◇委員長 それでは、質疑をいただきます。

これは無人ですね。でき上がって……

◇生涯学習センター長 無人です。管理棟もありますから、それらの鍵の管理は私たち中央公民館でやるか、総合体育館でやるか、後で検討しなくてはならないのですが、私らのほうで管理をすると

ということで、現地には人はいないという形でやりたいと思っています。

◇委員長 質問はありますか。

どうぞ。

◇4番委員 堤防の中だと思えますけれども、高さ的には水が増したときとかの高さというのはどうなんですか。

◇生涯学習センター長 私も建設のほうから聞いた話ですが、前回の大雨のときでも水は上がらないということで、安全な場所であるということで計画をするということ聞いております。

◇委員長 どうぞ。

◇教育部長 河川的设计上いろいろな水位設定があるんですけれども、高水位という、一番上がって考えられる高さ、堤防の高さよりも低い数字なんですけれども、その高さで水が上がらないという高さ設定にはなっております。それ以上降られた場合は、当然埋もれる可能性はあります。

◇委員長 一般的なイメージですと、福島の荒川みたく堤防の下にいろいろ農地をつくるということなんだけれども、今回のこの提示は堤防の上ですものね。堤防を高くして盛り土をずっとしたと思うんだけれども、上ノ橋から見るとあっちのほうだなと、ずっとあそこ高く盛り土したんですね。多分あれと同じ高さかなと私は理解したんだけれども、あれだと安心だ。

◇教育部長 この位置図でござんいただきますとおわかりのとおり、上町方面から見ますと、従来ここに竹林とかかなり林がありました。そこにつきましては国土交通省のほうで管理上の問題と、あとは本宮の花火大会等のことがありまして木を切っていただきました。その残地が主でございます。ですから、改めて堤防内にといいますか、河川敷に土を盛るとか土を削るという行為はできませんので、あくまでも現状を利用するという考え方です。

◇委員長 わかりました。

そのほかありますか。

[発言する人なし]

◇委員長 それでは、協議事項が1つありますから、一応次回の教育委員会の日程を確認した後、終了しまして、協議事項の協議に入っていきたいと思えます。

◇

◎次回開催日程について

◇委員長 事務局で日程確認以外に何かありますか。いいですか、第7号で全部終わりですね、きょうの議案は。

◇事務局 はい、終わりです。

◇委員長 では、わかりました。

あと協議事項に入りますが、その前に8月の定例会の日程を決めておきたいと思えます。

[次回開催日程について協議]

◇委員長 それでは、20日が教育委員の研修会、21日が8月期の定例会ということで2日にわたりますが、よろしいですか。21日、教育委員会、1時30分。

◇

◎閉会の宣告

◇委員長 それでは、以上をもちまして7月期の教育委員会を終了します。

【午後 2時15分閉会】